

第1回 久留米市入札監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成23年6月3日（金） 16:00～17:15 久留米市本庁舎13階 1301会議室	
出席委員名	委員長：宗岡 嗣郎（久留米大学教授） 委員長代理：柿本 眞左子（税理士） 委員：紫藤 拓也（弁護士） 委員：瀨崎 裕子（久留米大学教授）	
議事対象期間		
抽出案件		（備考）
一般競争入札	件	発足第1回目の会議のため、入札監視委員会や入札制度についての説明を主に行ったため、個別入札案件について正式な審議は行われていない。
指名競争入札	件	
随意契約	件	
議事	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員紹介 2 委員長選任 3 入札監視委員会について 4 入札監視委員会設置要綱及び運営要領について 5 久留米市の入札制度について 6 審議内容について 7 その他 	
委員からの質問及び質問への回答	意見及び質問	意見及び質問への回答
	<u>4 設置要綱及び運営要領について</u> 議事概要の公表方法は 意見の具申の方法は	・久留米市のホームページに掲載し公表します。 ・委員会で審議していただいた中で、必要に応じ意見を具申していただくこととなります。
	<u>5 入札制度について</u> 条件付一般競争入札について、平成20年度より1千万円以上の工事が対象となっているが、それぞれより前はどうか	・平成19年度までは、土木・建築・電気・造園の4業種については3,000万円以上、それ以外の業種については2,000万円以上を対象としていました。

	意見及び質問	意見及び質問への回答
委員からの質問及び質問への回答	<p>総合評価入札において、最低価格で応札した者が落札しない場合があるのか</p> <p>予定価格等の事前公表を要請している国の機関は。22年度に再び事後公表とした経緯は</p> <p>抽選方法は</p> <p>入札の段階で下請業者はわかるのか</p> <p>指名競争入札における指名はどのようにしているのか</p> <p>入札に参加した業者が、落札した業者の下請になることはないのか</p>	<p>・平成22年度の総合評価の試行では、46件中2件について、最低価格で応札した者が落札としない逆転現象が生じました。</p> <p>・国の機関については、総務省及び国土交通省です。経緯については、長くなりますので、今後の委員会において具体的事案を審議していただく中でご説明していきます。</p> <p>・抽選器を使用しております。</p> <p>・わかりません。 契約締結後に施工課へ施工体系図を提出していただくこととなっています。また、下請業者からも暴力団を排除するための規定を約款に盛り込んでいます。</p> <p>・設計金額に応じ、ランク表に定められたランクの業者より選出し、地域性や手持ち工事の有無等を勘案した上で、発注部局を交えた選定委員会にて決定しています。また、防水等業種によってはランクを設けていないものもあります。</p> <p>・下請になることはあり得るが、施工にあたって一括丸投げは禁止されており、また発注条件の一つとして自社の現場代理人の常駐を定めております。施工課の確認のほか、契約課においても一部の現場については、警察OBの嘱託職員による安全確認や現場代理人の確認など現地調査をおこなっています。</p>

第7号様式(第10条関係)

	意見及び質問	意見及び質問への回答
委員からの質問及び質問への回答	<p>6 審議内容について (サンプル抽出した案件について)</p> <p>この案件を選んだ意図はあるのか</p> <p>入札の結果は、月曜に行われるホームページでの公表以外知ることができないのか</p> <p>次回からの案件の抽出については、委員全員に一覧表をいただき各委員それぞれで抽出を行いたい。数が多い場合などは事務局で調整していただきたいが。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ありません。次回からの審議内容をわかっていただくためサンプルとして選んだものです。 ・入札参加業者より2名立会人をお願いしておりその方々は知ることができます。また、落札となった業者へは連絡しております。 ・そのように準備します。
見の内容 委員会による意		